

# 第 30 回大船渡市農業委員会総会会議録

大船渡市農業委員会

## 第30回大船渡市農業委員会総会会議録

招集者 大船渡市農業委員会会長 藤原 重信  
会議日時 令和5年3月28日 午後2時00分開会  
会議場所 大船渡市役所：地階大会議室

### 議事日程第1号

- |       |        |                                                 |
|-------|--------|-------------------------------------------------|
| 日程第1  |        | 会期の決定                                           |
| 日程第2  |        | 書記及び議事録署名委員の指名                                  |
| 日程第3  | 報告第1号  | 大船渡市農業委員会事務局職員の異動発令に係る専決処分について                  |
| 日程第4  | 報告第2号  | 農地法第3条の3の規程による届出について                            |
| 日程第5  | 議案第1号  | 農地転用事業計画の変更申請について                               |
| 日程第6  | 議案第2号  | 農地法第3条の規定による許可申請について                            |
| 日程第7  | 議案第3号  | 農地法第4条の規定による許可申請について                            |
| 日程第8  | 議案第4号  | 農地法第5条の規定による許可申請について                            |
| 日程第9  | 議案第5号  | 農地法の適用外であることの証明願について                            |
| 日程第10 | 議案第6号  | 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について                   |
| 日程第11 | 議案第7号  | 大船渡農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更について                     |
| 日程第12 | 議案第8号  | 下限面積（別段の面積）及び大船渡市空き家に付属した農地の権利取得に関する取扱要領の廃止について |
| 日程第13 | 議案第9号  | 令和5年度大船渡市農業労賃標準額の設定について                         |
| 日程第14 | 議案第10号 | 農業委員会による最適化活動の推進等に係る令和5年度最適化活動の目標の設定等（案）について    |

本日の会議に付した事件

～議事日程第1号に同じ～

出席委員（農業委員 8名）

議長	藤原 重信君	1番	細谷 知成君
2番	今野八重子君	4番	金野たか子君
5番	古内 嘉博君	6番	中村 亨 君
8番	及川 建則君	9番	熊谷 玲子君

(農地利用最適化推進委員 9名)

[大船渡地区] 大船渡地域 佐藤 幾子君

末崎地域 尾形キヨシ君

猪川地域 鈴木 一志君

[三陸町地区] 越喜来地域 鈴木 学 君

吉浜地域 菊地 久寿君

末崎地域 村上 優司君

赤崎地域 浅野 幸喜君

日頃市地域 佐藤美智子君

綾里地域 畑中 圭吾君

遅刻者 (0名)

早退者 (0名)

欠席者 (2名) 7番 鈴木 力男君

大船渡地区立根地域

金 典夫君

事務局出席者

局 長 小松 哲 君

主 事 菅野 由夏君

局長補佐 佐々木浩久君

午後2時00分開会

○議長(藤原重信君) 本日は、ご出席をいただきましてありがとうございます。定刻になりましたので、これより第30回大船渡市農業委員会総会を開会いたします。

開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。去る22日には視察研修会ということで、ご出席をいただきまして大変ご苦労様でした。お疲れ様でした。視察をした大船渡浄化センター隣の3社が連携して作った会社の、魚と野菜を同時に育てているアクアポニックスパークおおふなどを視察しましたが、浄化センターの汚水処理後の水ではなくて、水道水を利用してチョウザメを飼育し、出た排泄物をバクテリアで分解させて、水耕栽培で野菜が栄養素を摂り込み水が浄化され、その水をまたチョウザメの飼育に使用し、農薬や化学肥料を使わないという経緯を見てまいりました。気になったので補助金という話を質問しましたら、3社の共同出資で補助金は活用していないということでございました。農業分野にも、また新しい動きが出てきているなあというのを感じて見てまいりました。

それから、いよいよタブレットの研修会がありまして、これから使うことになります。いろいろ慣れない方もいらっしゃると思いますけども、使いこなしてまいりたいなあ、そんな思いをいたしているところであります。

そして年度末になりますと職員の異動がございまして、農業委員会では佐々木祥子係長が綾里地域振興出張所所長に昇任をして異動されますし、ここにいらっしゃる菅野由夏主事は保健福祉部のこども課のほうに異動になります。お二方には大変お世話になりました。今後の活躍をご祈念申し上げます。

本日は、議案件数が多いようであります。どうか、ご協力の程をお願い申し上げ挨拶に代えたいと思います。終わります。

○議長(藤原重信君) 本日出席の農業委員は8名、推進委員は9名であります。欠席の通告があった農業委員は、7番、鈴木力男農業委員の1名であります。欠席の連絡があった推進委員は、大船渡地区立根地域、金典夫推進委員の1名であります。

次に、これまでの経過と今後の日程について、小松事務局長から報告をお願いします。

○事務局長(小松哲君) それではお手元の資料により、行事等経過報告及び開催予定を申し上げます。初めに、先月開催の第29回総会以降の経過報告です。2月28日、令和4年度これからの地域農業を考える座談会、板用、川内、長安寺、小通地域に藤原会長が出席しています。3月3日、地域農業マスタープラン実践塾④に農業委員等3名がウェブで参加しています。3月7日、令和4年度農業労賃標準額設定検討委員会を開催し、農業委員等3名が出席しています。3月11日、令和4年度東日本大震災大船渡市犠牲者追悼式に藤原会長が出席しています。3月15日、令和4年度一般社団法人岩手県農業会議定期総会に藤原会長が出席しています。3月20日、市広報にて農地取得下限面積の撤廃について周知をしております。3月22日、農業委員会研修会に農業委員等17名が参加しています。

次に、本日の総会以降の行事予定でございます。3月31日、令和4年度大船渡市退職職員辞令交付式に会長が出席予定です。4月3日、令和5年度大船渡市職員辞令交付式に会長が出席予定です。4月20日、農業委員等募集及び農業労賃標準額について市広報で周知予定です。4月26日、第48回大船渡地方農業振興協議会通常総会に会長が出席予定です。

次回の第31回総会は4月27日に開催を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。資料のほうは28日になっておりますので、27日に訂正をお願いいたします。行事等でご不明な点につきましては、事務局までお問い合わせ願います。私からは以上です。

○議長(藤原重信君) それでは出席委員が定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程第1号により進めることといたします。

○議長(藤原重信君) 日程第1、会期の決定を行います。お諮りいたします。本総会の会期は本日1日間といたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(藤原重信君) ご異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は本日1日間と決定いたしました。

○議長(藤原重信君) 次に日程第2、書記及び議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は農業委員からの指名となりますが、書記及び議事録署名委員を議長から指名してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(藤原重信君) ご異議なしと認めます。それでは議長から指名いたします。書記には事務局の菅野由夏主事、議事録署名委員には、6番、中村亨農業委員、8番、及川建則農業委員を指名します。

○議長(藤原重信君) 次に日程第3、報告第1号、大船渡市農業委員会事務局職員の異動発令に係る専決処分についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局長補佐(佐々木浩久君) 議案書2ページをご覧ください。報告第1号、大船渡市農業委員会事務局職員の異動を発令することについて、大船渡市農業委員会規定第10条第1項の規定に基づき、別紙のとおり会長が専決処分をしたので、同条第2項の規定により本委員会に報告し、承認を求めるものです。

専決の理由は、異動内示の3月13日までに農業委員会総会を招集することが困難であったためです。議案書3ページは3月13日に発出した専決処分書、次の議案書4ページは令和5年4月1日付けで発令が予定されている職員異動の詳細であります。内容は佐々木祥子係長が綾里地域振興出張所へ、菅野由夏主事が保健福祉部こども課へそれぞれ転出し、後任として総務部財政課から志田和則係長、保健福祉部長寿社会課から今野真枝主任が出向することとなります。説明は以上です。

○議長(藤原重信君) 報告第1号について質疑、意見はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(藤原重信君) 次に日程第4、報告第2号、農地法第3条の3の規程による届出について議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局長補佐(佐々木浩久君) 議案書5ページをお開きください。報告第2号、農地法第3条の3の規定により届出があり、これを受理したので、本委員会に報告するものであります。

番号1、登記種目は田及び畑、現況地目は田、宅地、原野及び山林、面積は計5,993㎡。面積を取得した事由は相続。届出及び受理の日付は3月6日であります。

議案書6ページをお開きください。番号2、登記地目及び現況地目は田及び畑、面積は計2,147㎡。権利を取得した事由は相続。届出及び受理の日付は2月27日であります。以上です。

○議長(藤原重信君) 報告第2号について質疑、意見はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(藤原重信君) 次に日程第5、議案第1号、農地転用事業計画の変更申請についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局長補佐(佐々木浩久君) 議案書7ページをお開きください。議案第1号、農地転用事業計画の変更申請があったので、本委員会の会議に付し、可否を決定するものです。

番号1、地図は1ページをあわせてご覧ください。登記地目は畑、現況地目は雑種地、面積は2,272㎡のうち495㎡。権利区分は賃貸借。転用の目的は、露天資材置場としての本年3月31日までの一時利用で、令和4年11月の総会において許可と決定しておりましたが、受託している工事の延長に伴い、引き続き資材ヤードなどで利用したいとして、本年5月31日までの期間の延長を申し出たものであります。

次に番号2、地図は2ページをあわせてご覧ください。登記地目は畑、現況地目は雑種地、面積は1,339㎡。権利区分は賃貸借。転用の目的は工事に伴う仮設事務所、仮設トイレ、駐車場などの設置で、令和4年8月の総会において本年3月31日までの一時転用を許可と決定しておりましたが、工事の期間延長に伴い、引き続き利用したいとして本年5月31日までの期間の延長を申し出たものであります。説明は以上です。

○議長(藤原重信君) 次に担当地区の推進委員から、申請地の現況について説明をお願いします。議案第1号1番について、大船渡地区猪川地域、鈴木一志推進委員から説明をお願いします。

○大船渡地区猪川地域推進委員(鈴木一志君) 推進委員の鈴木です。議案第1号の1番について調査結果を報告します。申請地の右上が貸付人の住居になりますので、3月21日に自宅を訪問し、聞き取り調査を行いました。畑は耕作を行わず、草刈り管理している遊休地です。今回、借受人さんから工期変更に伴い、5月末まで使用期間の延長の申し出があ

りました。期間延長は支障ありませんとのことでした。また、借受人からは24日に電話で確認しました。工事は3月末までの予定でしたが、現場に想定外の大きな岩盤があり、宅地にも近接しており、大型機械の使用が制限され、慎重な工事が要求されるため、5月末まで工期延長することに伴う計画変更を申請するものですとの説明がありました。報告は以上です。

○議長(藤原重信君) それでは議案第1号1番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(藤原重信君) 以上で質疑、意見を終わり、直ちに採決いたします。議案第1号1番について、本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(藤原重信君) ありがとうございます。挙手全員であります。

よって、議案第1号1番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長(藤原重信君) 次に議案第1号2番については、2番、今野八重子農業委員から説明をお願いします。

○2番(今野八重子君) 推進委員の金さんがお休みのため、代読いたします。推進委員の金です。議案第1号2番につきまして、現地調査及び聞き取り調査を行いましたので報告いたします。地図の2ページです。令和4年8月29日の第23回総会に付議された、一時転用案件です。工事の期間延長に伴い、令和5年5月31日までの一時転用の期間延長です。貸付人さんからは、3月22日の午前10時に電話で確認いたしました。借受人さんからは3月22日、午前11時に電話で聞き取りをいたしました。現地は仮設事務所、資材置場を使用されていることを3月21日、午前9時に確認しております。以上で報告を終わります。

○議長(藤原重信君) それでは議案第1号2番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(藤原重信君) 以上で質疑、意見を終わり、直ちに採決いたします。議案第1号2番について、本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(藤原重信君) ありがとうございます。挙手全員であります。

よって、議案第1号2番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長(藤原重信君) 次に日程第6、議案第2号、農地法第3条の規程による許可申請についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局長補佐(佐々木浩久君) 議案書8ページをお開きください。議案第2号、農地法第3条の規程により許可申請があったので、本委員会の会議に付し、可否を決定するものです。

番号1、地図は3ページをあわせてご覧ください。登記地目、現況地目ともに田、農振農用地域内にあり、面積は計 692 m<sup>2</sup>。権利種別は賃貸借。本件は対象農地の近隣でぶどうの栽培を行っている借受人が、休耕状態である田を借りて、経営規模の拡大を図るものがあります。借受人は既に10aの農地を耕作中で、農地取得の下限面積を満たしております。以上です。

○議長(藤原重信君) 次に担当地区の農業委員から、申請地の現況について説明をお願いします。議案第2号1番については、鈴木力男農業委員欠席でありますので、10番、私、藤原重信のほうから説明をいたします。

○議長(藤原重信君) 鈴木委員から調査の原稿を頂いてまいりましたので、代読をさせていただきます。農地法第3条の規程による許可申請について、申請人より聞き取りと現地確認をした結果を報告いたします。3月26日に借受人さんより電話にて聞き取り調査をし、その後、現地確認をいたしました。借受人さんは、数年前から申請地の近くに農地を借りてぶどうを作付けしています。栽培してみて、ぶどうはすごくこの土地、この気候に合っていて、規模拡大をしたいと思い、土地の賃貸借をお願いしたと話しておりました。貸付人とは一年更新の賃貸借契約を結び、栽培を始める予定とのこととあります。付け加えますが、筆数がこのくらいありますけれども1枚の田であります。付け加えて説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長(藤原重信君) それでは議案第2号1番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(藤原重信君) 以上で質疑、意見を終わり、直ちに採決いたします。議案第2号1番について、本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

( 賛成者挙手 )

○議長(藤原重信君) ありがとうございます。挙手全員であります。

よって、議案第2号1番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長(藤原重信君) 次に日程第7、議案第3号、農地法第4条の規程による許可申請についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局長補佐(佐々木浩久君) 議案書9ページをお開きください。議案第3号、農地法第4条の規程により許可申請があったので、本委員会の会議に付し、可否を決定するものです。

番号1、地図は4ページをあわせてご覧ください。登記地目は田及び畑、現況地目は畑、面積は計 2,031 m<sup>2</sup>。転用目的は隣接するパークゴルフ場の拡大で、本件は令和4年3月の総会において、農振農用地からの除外に関して協議し、異議なしと決議していた土地で、農振農用地から除外されたため現在は第3種農地に該当し、農地転用には特に支障のない土地となっております。なお、ゴルフ場の整備に関して十分な資金があることは、金融機



関の残高証明書によって確認しております。

次に番号2、地図は5ページをあわせてご覧ください。登記地目、現況地目ともに畑、農振農用地区域内で面積は521㎡。転用目的は一般個人住宅の建設で、申請者が息子夫婦の住宅を建設するとしています。本件は令和4年11月の総会において、農振農用地からの除外について協議し、異議なしと議決していた土地で、現在は第3種農地に該当し、農地転用に特段支障のない土地となっております。なお、住宅建設に十分な資金があることは、金融機関の残高証明書によって確認しております。以上です。

○議長(藤原重信君) 次に担当地区の推進委員から、申請地の現況について説明をお願いします。議案第3号1番について、三陸町地区越喜来地域、鈴木学推進委員から説明をお願いします。

○三陸町地区越喜来地域推進委員(鈴木学君) 推進委員の鈴木です。一昨年の12月に現地調査を行い報告した後、可ということで農用地区域外ということが認められました。これを受けての転用申請ということで3月24日、現地を確認し、本人から電話にてお話を伺いました。前回調査に行ったときと現状等大きく変わったところもなく、近隣の方の了解も、むしろ周りが綺麗になっていいよということで、快く受け入れられている様子でありました。近隣農地への影響も少なく、大丈夫ではないかなというふうに見てまいりました。よろしく願いいたします。以上です。

○議長(藤原重信君) それでは議案第3号1番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(藤原重信君) 以上で質疑、意見を終わり、直ちに採決いたします。議案第3号1番について、本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

( 賛成者挙手 )

○議長(藤原重信君) ありがとうございます。挙手全員であります。

よって、議案第3号1番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長(藤原重信君) 次に議案第3号2番について、三陸町地区吉浜地域、菊地久寿推進委員から説明をお願いします。

○三陸町地区吉浜地域推進委員(菊地久寿君) 推進委員の菊地です。議案第3号2番について報告いたします。地図は5ページです。調査は3月26日に現地を確認し、申請者さんに直接話を伺ってまいりました。昨年11月の第26回総会で、農用地区域からの除外で審議いただいた農地です。保全管理された農地で、一部に家庭菜園があります。北側は申請者の自宅、また、東側は申請者の畑及び田、南側は市道と鉄道をはさみ、西側は宅地となっております。申請理由のとおりで、ご子息の住宅建築にあたり今回の申請となりました。許可が出しだい、すぐに建築に取り掛かりたいということでありました。周囲の農地への影響は少ないと見てまいりました。報告は以上です。

○議長(藤原重信君) それでは議案第3号2番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(藤原重信君) 以上で質疑、意見を終わり、直ちに採決いたします。議案第3号2番について、本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(藤原重信君) ありがとうございます。挙手全員であります。

よって、議案第3号2番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長(藤原重信君) 次に日程第8、議案第4号、農地法第5条の規程による許可申請についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局長補佐(佐々木浩久君) 議案書10ページをお開きください。議案第4号、農地法第5条の規程により許可申請があったので、本委員会の会議に付し、可否を決定するものです。

番号1、地図は6ページをあわせてご覧ください。登記地目、現況地目ともに畑、面積は31㎡。権利区分は贈与。転用の目的は宅地としての使用で、当該農地の隣地に居宅を構える譲受人が、住宅からの土砂流出防止のために土留め擁壁を設置するとしております。当該土地は第2種農地に該当しますが、道路、住宅及び譲渡人の農地に囲まれた土地で、他の農地に影響しないという一般基準を満たすものと見込まれ、また、擁壁工事費用の負担が確実であることは、金融機関の残高証明書により確認しております。

次に番号2、登記地目、現況地目ともに畑、面積は330㎡。権利区分は売買。転用目的は駐車場としての利用で、近隣に住む譲受人宅に駐車場のスペースがなく、自宅から近い当該地を取得して、自宅駐車場として利用したいとしております。当該土地は第2種農地に該当しますが、道路、宅地及び譲渡人の農地に囲まれた土地で、他の農地に影響しないという一般基準を満たすものと見込まれます。また、用途取得の資金が十分であることは、金融機関の残高証明書により確認しております。なお、番号1番及び番号2番の対象農地は令和4年11月の総会において、農振農用地域からの除外について審議した土地であります。以上です。よろしく申し上げます。

○議長(藤原重信君) 次に担当地区の農業委員から、申請地の現況について説明をお願いします。議案第4号1番について、9番、熊谷玲子農業委員から説明をお願いします。

○9番(熊谷玲子君) 9番、熊谷です。議案第4号、農地法第5条の許可申請についての調査報告をいたします。1番と2番をあわせて報告いたします。この案件は、昨年11月28日の第26回総会時の農用地域除外申請があったものです。3月20日、夕方5時半過ぎに現地調査と譲受人である、お二人の方に自宅を訪問し聞き取りをいたしました。1番の譲受人さんは、譲渡人の弟にあたる方で奥様から聞き取りをいたしました。地図は6ページにありますので、お目通しください。申請地の北東側に自宅があります。転用理由にもあ

りますように当該地と隣接しており、土砂の流出を防止する目的で当該地を取得して土留め擁壁を設置したいとのことでした。

2番の譲受人さんは、1番の譲受人さんの隣で、地図には記されております。長年、89番5の北側の一部を畑として借りており、その恩もあり、譲渡人さんから畑を買って欲しいと願われたため、この際、駐車スペースもなく不便していたので、駐車場として利用したく、快く承諾したと言っておられました。農地と宅地が混在しており、今回の申請に対する周辺への農地への影響はないものと見てまいりました。報告を終わります。

○議長(藤原重信君) ありがとうございます。それでは議案第4号1番のほうについて質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(藤原重信君) 以上で質疑、意見を終わり、直ちに採決いたします。議案第4号1番について、本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

( 賛成者挙手 )

○議長(藤原重信君) ありがとうございます。挙手全員であります。

よって、議案第4号1番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長(藤原重信君) 次に議案第4号2番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(藤原重信君) 以上で質疑、意見を終わり、直ちに採決いたします。議案第4号2番について、本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

( 賛成者挙手 )

○議長(藤原重信君) ありがとうございます。挙手全員であります。

よって、議案第4号2番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長(藤原重信君) 次に日程第9、議案第5号、農地法の適用外であることの証明願について議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局長補佐(佐々木浩久君) 議案書11ページをお開きください。議案第5号、農地法の適用外であることの証明願を受理したので、本委員会の会議に付し、可否を決定するものです。

番号1、地図は7ページになります。登記地目は畑、現況地目は宅地、面積は計67㎡。非農地の事由として、平成7年に当該農地の隣に居宅を建設し、以来、市道から居宅への通路として利用してきたことによるものです。地目変更を怠ってきた理由として、最近まで登記地目が畑であることを知らなかったためとしており、農地の管理を怠ったことに関して始末書が提出されております。

次に番号2、地図は戻りまして5ページをお開きください。登記地目は畑、現況地目は宅地、面積は112㎡。非農地の事由としては、平成10年頃に願出人の父親が庭を広げて擁

壁を設置し、以来、庭として使用してきたということでもあります。現在まで地目変更を怠ってきた理由としては、農地法の手続きが必要であるということ認識していなかったということで、農地の管理を怠ったことに関して始末書が提出されております。以上です。

○議長(藤原重信君) 次に担当地区の農業委員並びに推進委員から、申請地の現況について説明をお願いします。議案第5号1番について、2番、今野八重子農業委員から説明をお願いします。

○2番(今野八重子君) 2番、今野です。議案第5号1番について調査報告いたします。3月25日、午前11時30分頃、申請人さん宅を訪問し、現地を確認しながら話を聞きました。申請人さん宅を訪問した時に申請地の北側が工事されていて、聞いたところ若い人たちの家が建つということでした。平成7年に自宅を建てるときに、この場所も農地から外していたと思っていた、今回、業者さんから言われて申請したと言っていました。以上です。

○議長(藤原重信君) それでは議案第5号1番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(藤原重信君) 以上で質疑、意見を終わり、直ちに採決いたします。議案第5号1番について、本委員会において願いのとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

( 賛成者挙手 )

○議長(藤原重信君) ありがとうございます。挙手全員であります。

よって、議案第5号1番について本委員会において願いのとおり決定いたしました。

○議長(藤原重信君) 次に議案第5号2番について、三陸町地区吉浜地域、菊地久寿推進委員から説明をお願いします。

○三陸町地区吉浜地域推進委員(菊地久寿君) 推進委員の菊地です。議案第5号2番について報告いたします。地図は5ページです。先ほどの議案第3号2番と隣接する土地です。調査は3月26日に現地を確認し、願出人さんに話を伺いました。非農地の事由のとおりで、願出人の亡父親が平成10年頃、擁壁を設置しました。今回、ご子息の住宅建設の測量で、この農地にかかっている事が判明したとのことでした。残存する農地への影響はないと見ております。以上です。

○議長(藤原重信君) それでは議案第5号2番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(藤原重信君) 以上で質疑、意見を終わり、直ちに採決いたします。議案第5号2番について、本委員会において願いのとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

( 賛成者挙手 )

○議長(藤原重信君) ありがとうございます。挙手全員であります。

よって、議案第5号2番について本委員会において願いのとおり決定いたしました。

○議長(藤原重信君) 次に日程第10、議案第6号、農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局長補佐(佐々木浩久君) 議案書12ページをお開きください。議案第6号、農地法の運用について第4(1)に基づき、農地法第2条第1項の「農地」に該当しない旨判定された別添土地について、本会で判断するため審議し決定するものです。

議案書13ページをお開きください。地図は8ページになります。なお、地図の最終ページに現況の写真を添付しておりますので、あわせてご覧ください。番号1番、台帳地目は畑、現況地目は山林、農振農用地区域外で面積は7,991㎡。耕作状況は荒廃地化。当該地は南側に山林を控えた傾斜地で、東日本大震災前は酪農のため採草放牧地として使用しておりましたが、福島原発の事故による放射能汚染により地形的に除染が不可能であったため使用できなくなり、加えて現所有者の父親が他界したことで、経営規模を縮小したところから当該地は荒廃化が進み、現在は樹木が繁茂する状態になったということで、農地の管理を怠ったことに関して始末書が提出されております。以上です。

○議長(藤原重信君) 次に担当地区の農業委員から、当該地の現況について説明をお願いします。立根町について、2番、今野八重子農業委員から説明をお願いします。

2番(今野八重子君) 2番、今野です。議案第6号1番について調査報告いたします。申請地の確認と聞き取りは3月25日、午前11時40分過ぎに行いました。このあたりの地形は、国道から東側は上りの傾斜になっています。申請地の北側は、所有者の祖父が段々畑に整地しましたが、申請地はしていないので、そのままの形になっています。東日本大震災の東電の放射能汚染が報じられる前までは、牧草地で父親が草を刈っていた。除染作業が進められたが、申請地は傾斜がきつくて除染の車も入れず、除染は出来なかった。その後、父親が亡くなったので、そのままにしてしまった。写真のように木が生い茂り、山に戻すことにしたと言っていました。以上です。

○議長(藤原重信君) それでは議案第6号について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。はい、5番、古内委員どうぞ。

○5番(古内嘉博君) 5番、古内です。確認なんですけど、写真を見ると震災前ということなんですけど、震災前というのがどこから前かわからないけど、この木の太さから見ると30年40年、40年までいかなくても30年くらい経っているような気がするんですけど、そこからへん、その前は牧草地として使用していたということなんですけど、確認をお願いします。

○議長(藤原重信君) 事務局どうぞ。

○事務局長補佐(佐々木浩久君) 写真を撮りましたのは、地図の網かけがされているとこ

ろの北側に通路がございます。ここの通路から上を見上げるようなかたちで撮影したんですけれども、この通路と農地の間には、ある程度太い木が生えているように私共も見えてまいりました。ただし、それより上になりますと以前も航空写真などで確認をしまして、現地で見たときも以前は、おそらくは平らな土地であったろう、今現在は藪のような状態になっておりますけれども、震災後、放置したことによって生じたものとして不思議はないかなというふうには見てまいりました。手前のところには、ある程度太い木はございますけれど、奥に行けば藪のような状態で、何本か木が生えている状態ではありましたけれど、以前は採草放牧地として利用していたということは、説明として無理はないというふうに判断してまいりました。

○議長(藤原重信君) よろしいでしょうか。

○5番(古内嘉博君) はい。

○議長(藤原重信君) 他にございませんか。

○議長(藤原重信君) 以上で質疑、意見を終わり、直ちに採決いたします。議案第6号について、本委員会において「農地」に該当しないことと決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

( 賛成者挙手 )

○議長(藤原重信君) ありがとうございます。挙手全員であります。

よって、議案第6号の「農地」に該当するか否かの判断については、本委員会において「農地」に該当しないことに決定いたしました。

○議長(藤原重信君) それでは、次の議案に入る前に休憩にいたします。休憩は3時までといたします。

午後2時50分休憩

午後3時00分再開

○議長(藤原重信君) それでは再開いたします。それでは日程第11、議案第7号、大船渡農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明を、お願いするわけですが、農林課の吉田主任に出席していただいております。事務局説明のあとに、吉田主任から今回の農地利利用計画変更に係る経緯を含めて説明をお願いいたします。

○事務局長補佐(佐々木浩久君) それでは大船渡市からの詳細な説明の前に、事務局から概要について説明いたします。

議案書の14ページをご覧ください。議案第7号、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第8条第1項の規程に基づいて定めた大船渡農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画を別紙のとおり変更することについて、同法施行規則(昭和44年農

林省令第45号)第3条の2の規程により大船渡市長から意見を求められたので、本委員会の会議に付し、意見を決定するものです。

議案書の15ページには大船渡市長から当農業委員会のほうに、意見を求める文章のコピーを添付しております。議案書16ページをご覧ください。本日もご審議いただく案件は、議案書16ページに記載された2件4筆であります。詳細については、農林課担当者から説明いたします。

○農林課農政係主任(吉田真央君) 農林課の吉田です。議案第7号、大船渡農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更案件について、ご協議をお願いします。

それでは16ページをお開きください。今回、説明しますのは2件になります。令和4年度の農用地区域からの除外申請、いわゆる農振除外の手続きについては年に1度の受付とし、7月4日から15日の期間で行いました。その結果8件の申し出があり、そのうち7件は、既に農用地区域からの除外が決定されておりますが、残りの1件1番の案件につきましては、岩手県との協議に時間がかかり、今回の説明となったものです。また、2番については後ほど詳細を説明しますが、追加で農用地区域からの除外の申請を受けた案件になります。一覧に従い、それぞれの案件を説明します。

1番は、面積は3筆合計で9,189㎡。登記地目はすべて畑、現況は畑及び休耕畑。除外理由は太陽光発電パネル整備のためになります。なお、周囲は原野、用悪水路、山林に囲まれており、隣接する農地はございません。

2番は、面積は3,191㎡。登記地目は原野、現況は休耕畑。除外理由は原野を今後農用地として利用する見込みがないことによるものです。なお、2番につきましては1番の隣接地になります。農振除外は原則、登記地目で田と畑の農地とされている地目が対象になりますが、例外としてこのように稀に立地上、原野など農地以外の地目も農用地区域と指定されている場合がございます。2番の原野につきましては、今後農地として利用する見込みがないことから、隣接地の1番とあわせて、この度除外するものとなります。以上で説明を終わります。

○議長(藤原重信君) 次に担当地区の農業委員から、申請地の現況について説明をお願いします。議案第7号、1番及び2番について、1番、細谷知成農業委員から説明をお願いします。

○1番(細谷知成君) 1番、細谷です。議案第7号、農用地区域からの除外1番と2番につきまして、3月24日に現地調査及び聞き取り調査を行いましたので説明いたします。申請者、1番と2番は夫婦になります。地図は9ページです。現況は、一部は昨年まで耕作されていた形跡があり、それ以外の地図に網かけした半分は、草刈り管理がされた休耕地となっています。周辺の状況ですけれども、申請地の東と南側は山林、原野、北側と西側は水路を挟んで基盤整備がされた農地となっています。申請に至った経緯ですけれども、申請地は一部を自家用野菜の家庭菜園として耕作していましたが、大部分は休耕地で今後

も農地として利用する予定はなく、今年からは西側に隣接する自己所有地のほうで家庭菜園の野菜を作付けするため、申請地に太陽光パネルを設置して、土地を有効活用したいということでした。周囲への影響ですけれども、申請地の北と西側にある農地とは水路を挟んで距離があるため、日照の影響はなく問題はないのではないかと思います。報告については以上でございます。

○議長(藤原重信君) それでは事案第7号1番及び2番について、一括で質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(藤原重信君) 以上で質疑、意見を終わり、直ちに採決いたします。議案第7号1番及び2番について、本委員会の意見を異議なしと決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

( 賛成者挙手 )

○議長(藤原重信君) ありがとうございます。挙手全員であります。

よって、議案第7号1番及び2番については、本委員会の意見を異議なしとすることに決定いたしました。

ここで、農林課の吉田主任は退席いたします。大変ありがとうございました。

○農林課農政係主任(吉田真央君) ありがとうございました。

○議長(藤原重信君) 次に日程第12、議案第8号、下限面積及び大船渡市空き家に付属した農地の権利取得に関する取扱要領の廃止についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局長補佐(佐々木浩久君) 議案書17ページになります。議案第8号、下限面積(別段の面積)について下記のとおり設定していたが、これを廃止し、併せて大船渡市空き家に付属した農地の権利取得に関する取扱要領を廃止することについて、本委員会の議決を求めます。なお、この説明につきましては先月の総会においても、お話ししていたところでございますけれども、その後、県とやり取りをする中で岩手県のほうから、既に要領を定めている大船渡市であれば、要領の廃止について議決をもらい、併せて下限面積の廃止について、市役所前に張り出す告示という行為で知らしめる必要があるというふうに言われたため、今回議案として提出するものです。現在の規定では、耕作の目的で新たに農地を取得する場合、すでに耕作している農地を含めて10a、1,000㎡以上。ただし、大船渡市空き家に付属した農地の権利取得に関する取扱要領の要件を満たす空き家、すなわち空き家バンクに登録された空き家ということになりますけれども、これに付随した農地については0.1a、10㎡以上、耕作者が所有しなければならないというふうに規定されておりましたが、この面積要件の規定する根拠となっていた、農地法第3条第2項第5号を削除する農地法の改正が、令和5年4月1日に施行されることから、大船渡市においても面積要件を廃止するものであります。議案書の18ページは、現在の面積要件を含めた要領を



廃止する文案でございます。令和5年4月1日を施行期日としており、19ページが現在の要領の全文でございます。議案書20ページから21ページには、農地法の改正内容の抜粋を掲載しております。この面積要件により、小規模な面積から農地を取得して農業を始めることができるなど、さまざまな形態での農業参入が可能になるというふうに見込まれております。説明としては以上です。

○議長(藤原重信君) それでは議案第8号について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

○議長(藤原重信君) はい、村上推進委員さん。

○大船渡地区末崎地域推進委員(村上優司君) はい。19ページの(3)と(4)なんですけども、この空き家バンクに登録された空き家でないと売買の対象にならないんでしょうか。

○事務局長補佐(佐々木浩久君) 空き家バンクに登録された空き家に付属する農地であれば、0.1a、10㎡以上であれば一緒に買えるということになっておりました。なので普通の空き家を買って、その隣にある農地ということであれば、他の農地と同じく10a、1,000㎡が面積要件だったんですけれど、空き家バンクに登録してある空き家であれば、その面積を緩和しますよというふうに作ったものです。

○大船渡地区末崎地域推進委員(村上優司君) ただ、空き家でいるのは駄目なんだね。空き家バンクに登録になってないと対象外ということだね。

○事務局長補佐(佐々木浩久君) はい。今までは、そうっておりました。

○大船渡地区末崎地域推進委員(村上優司君) その空き家バンクっていうのがあるの。

○事務局長補佐(佐々木浩久君) 大船渡市役所の中で事務を執っておりますけれども、空き家の解消と人口の増加といいますか、人口の社会増を目的として空き家バンクというのを運営しております。現在でも数件、空き家バンクに登録があつて、そこを売り買いするというようなことについて、紹介していたりしております。

○大船渡地区末崎地域推進委員(村上優司君) その5、6件しかないということだったけれども、それ以外の空き家は対象外なんですか。

○事務局長補佐(佐々木浩久君) はい。対象外でした。

○大船渡地区末崎地域推進委員(村上優司君) あまり流通しないのでは。

○事務局長補佐(佐々木浩久君) そうですね。なので今後は、その面積要件がなくなるので、他の空き家であっても何㎡でも売り買いが出来るということになりますので、今後は農地の流動が大きくなるのではないかというふうには見込まれております。

○大船渡地区末崎地域推進委員(村上優司君) はい、わかりました。

○議長(藤原重信君) 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(藤原重信君) 以上で質疑、意見を終わり、直ちに採決いたします。議案第8号について本委員会において、原案のとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

( 賛成者挙手 )

○議長(藤原重信君) ありがとうございます。挙手全員であります。

よって、議案第8号については本委員会において原案のとおり決定することにいたしました。

○議長(藤原重信君) 次に日程第13、議案第9号、令和5年度大船渡市農業労賃標準額の設定についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局長補佐(佐々木浩久君) それでは議案第9号、令和5年度大船渡市農業労賃標準額を別紙のとおり設定することについて、本委員会の議決を求めるものでございます。

議案書23ページをお開きください。昨年度から変動したものは、人力作業の賃金であります。これは岩手県の最低賃金の改定に伴い、普通の農作業8時間当たりの標準額を6,900円以上とする必要があったことから、普通作業で6,900円としております。また、困難な作業につきましては、これまで普通作業を1.1倍した金額を100円以下四捨五入しておりました。その関係で6,900円を1.1倍して、端数処理して7,600円とするものでございます。それぞれ、昨年から200円ずつ上昇させているところでございます。機械作業の賃金については、昨年度に大幅な改定を行っており、また、近隣市町との均衡を考慮し、前年度と同額としております。議案書24ページには、農業労賃標準額を周知するためのチラシの原稿を掲載しております。なお、農業労賃標準額の設定に関しては、3月7日に開催した農業労賃標準額設定検討委員会において協議し、了承を得たものでございます。以上です。

○議長(藤原重信君) それでは議案第9号について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(藤原重信君) この間の委員会では、委員全員に意見を求めました。その結果が、こうであるということをおし添えておきます。以上で質疑、意見を終わり、直ちに採決いたします。議案第9号について本委員会において、原案のように決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

( 賛成者挙手 )

○議長(藤原重信君) ありがとうございます。挙手全員であります。

よって、議案第9号については本委員会において原案のとおり決定することといたしました。なお、農業労賃標準額は来月中を目途に市の広報とホームページに記載するほか、農業委員会事務局、市役所、支所、出張所、JA市内支店に備え置き、農業者に周知することといたします。

○議長(藤原重信君) 次に日程第14、議案第10号、農業委員会による最適化活動の推進等に係る令和5年度最適化活動の目標の設定等(案)についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局長補佐(佐々木浩久君) 議案書 25 ページをご覧ください。議案第 10 号、農業委員会における最適化活動の推進に係る令和 5 年度最適化活動の目標の設定等を別案のとおりとし、岩手県農業会議との間で協議を進めてよろしいか、本委員会の会議に付し、可否を決定するものです。

議案書の 26 ページから 28 ページにかけまして、令和 5 年度の最適化活動の目標案となっております。この中で 26 ページ 1 番、2 番の前半まではそのとおりなんですけれども、2 番の下の箱書きの中ですね、耕地面積となっているところがございます。これにつきましては、最新の作物統計調査の数値を入れておりますことから、田んぼで 4 ha 減少して 257 ha、畑で 11 ha 減少して 377 ha、合計で昨年度から比べて 15ha 減少して 634 ha となっております。

27 ページをお開きください。管内の農地面積、これが先ほど説明したとおり、昨年度より 15 ha 減少した 634 ha が記入されております。それで、これまでの集積面積は昨年度の当初の 91 ha でありまして、今年度中、皆様方に農地の貸し借りでありますとか、休耕田、休耕畑の利活用について活動していただいたところがございますけれども、残念ながら現在に至るまで契約に至ったというようなことはございませんので、これまでの集積面積というのは、昨年度から変更なしということになっております。集積率につきましては、分母の管内の農地面積が少なくなった関係上、0.4% 上昇して 14.4%。昨年度は 14.0% でしたけれども、0.4% 上がっておりますけれども、実質的には面積は増えてはいないという内容になっております。目標のところですが、令和 12 年度を目標とするというのは昨年の内容と変わってございません。それから集積率の目標といたしましては 60%、これも変わってございません。この 60% というものは、岩手県の目標として沿岸地域は 60% を目指すということになっていきますので、その数値を入れております。今年度の新規集積面積の目標は 1.9 ha、これにつきましては前年の目標と同様としております。すなわち、委員お一人ずつ 0.1 ha、10 a ずつを目標としたいということで、令和 12 年に向けては少し数値が小さいところではございますけれども、令和 5 年度は地域計画の策定が行われまして、目標地図の作成などを手がけることが業務の中心となり、集積活動はそれ以降に活発になるというふうに見込みまして、今年度の新規集積面積は昨年と同様というふうにさせていただいております。それによりまして、農地面積 634 ha に対して令和 5 年度末の累計は 93 ha になり、集積率は 0.3% 上昇して 14.7% になるという目標値になっております。

(2)の遊休農地の解消についてでございます。直近の利用状況調査により判明した遊休農地の状況を記載する欄につきましては、前年度はかなり大きな面積を記入しておりましたけれども、今年度につきましては内容を更に吟味いたしまして、第 1 号遊休農地に該当しないような、すなわち、もう既に非農地の判断が適当であるというような農地につきましては、これに該当しないということで削除しております。昨年は第 1 号遊休農地のところを 100 ha としておりましたけれども、今年度の実績といたしまして 6 ha、そのうち緑区

分、人の手で起せば農地として復旧が可能というのが3 ha、機械などでの作業が必要になる黄色区分が3 haというのが、昨年度の利用状況調査の結果というふうになっております。目標につきましては令和3年度の利用状況調査を基にしまして、記載するよという国からの指示でございますので昨年度と変わっておりません。令和3年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地面積54 ha、これを数年かけて解消していくということになっております。これにつきましては皆様のご尽力によりまして、農地の集積集約化が進めばそれはそれでいいんですけれども、不可能な場合は非農地の判断等にいたるケースもあるかということに考えております。黄色区分の遊休農地につきましては、さらに状況として厳しいといえますか、機械を入れなければ農地として復旧することが困難と見込まれる農地につきましては、この使い方について大船渡市農林課など、関係機関との協議を基に工程表を策定するという目標になっております。新規発生遊休農地の解消といたしまして、前年度に発生した緑区分の遊休農地を解消するというところで、3 haという数字がそのまま書いているものであります。

28 ページをご覧ください。新規参入の促進ということで、令和4年は経営体としては0ということになっております。農地法3条の申請などによって農地の貸し借りという届出は出てきたんですけれども、これは以前から貸し借りがあったものを、更に延長するという内容のものでございましたので、新規の参入としては0ということになっております。②の目標のところでございますけれども、権利の移動面積、令和2年が1 ha、令和3年が2 ha、令和4年が0 haとなっておりましたので平均は1 ha。それと新規参入者への貸付等の農地所有者の同意を得たうえで公表する面積、これは平均の1 haの10分の1以上を記入することという規則になっておりますので、平均の1 haをそのまま10分の1にして、0.1 haと記入しております。それから農地の最適化活動の活動目標2番のところ、(1)推進委員等が最適化活動を行う日数の目標につきましては、昨年のも10日という標記をして県のほうに提出しております。今年度も月10日ということにはしておきますけれども、実質的には我々のほうでこれを説明する際に、最低月1日はお願いしたいと、出来れば年間を通して月平均で5日くらいになればというふうな、お話は差し上げました。ここで、月10日というふうに書いております。これは国のほうで、これ以上じゃなきゃいけないというふうな言い方をされておりましたので、とりあえず10日という数字は入れております。ただし、今までの運用を変えるところではないということで、これまでどおりの活動をお願いできればというふうに考えております。

(2)活動強化月間の設定目標ということで、昨年は一旦8月から11月まで、ずっと連続して強化月間として取り組むという計画を最初作ったんですけれども、その後、県のほうから農地の集積、遊休農地の解消、新規参入の促進、それぞれ1ヵ月ずつを設定して強化月間として報告しなさいというふうな話がありましたので、昨年度も最終的には8月、10月、11月に、これらの強化月間を設けるということで報告したところでございます。なの

で、前年度と変わりなしという内容になっております。

(3)新規参入相談会への参加目標といたしましては、例年11月から12月前後に開催されております気仙地方の就農相談会のほうに参加して、各種情報提供等を行うということにしておりますので、参加回数1回ということに記入しております。

ここまでの、令和5年度の農地の集積化に関する目標の内容になります。この後、ご審議いただいて修正すべき点があれば修正したうえで、岩手県の農業会議のほうと協議に進む段階になります。それで農業会議のほうから、更に何か修正するよという提言等がありましたならば、来月の総会において再度皆様にお諮りして、令和5年の活動目標を来月の総会時点で決定というふうな形にしたいというふうを考えております。説明としては以上です。

○議長(藤原重信君) それでは議案第10号について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

○議長(藤原重信君) よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(藤原重信君) なにもないようでありますから、大丈夫ですね。はい。以上で質疑、意見を終わり、直ちに採決いたします。議案第10号について本委員会において、原案のとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

( 賛成者挙手 )

○議長(藤原重信君) ありがとうございます。挙手全員であります。

よって、議案第10号については本委員会において原案のとおり決定することといたしました。

以上をもちまして、本総会に受理された全ての議案審議を終了いたしました。慎重審議を賜りまして、ありがとうございました。

これをもちまして、第30回総会を閉会いたします。

午後3時35分閉会